平成２６年（フ）第２１号
宮城県登米市中田町上沼字大泉門畑71番地
債務者　平井　則夫
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　開発　健次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２６年（フ）第９６６号
京都市東山区新橋通大和大路東入３丁目林下町459番地　善光寺内
債務者　楠本　華織
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大杉　光子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６７８号
北九州市若松区東二島５丁目14番47号
債務者　上野　健二
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６７９号
北九州市若松区東二島５丁目14番47号
債務者　上野　　愛（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成27年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３６号
大分県別府市上原町６番19号
債務者　與品　智一
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　碓井　啓己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２８号
埼玉県川口市東川口５丁目８番15―104号
グランコート東川口
債務者　佐久間由美
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２０号
埼玉県草加市遊馬町519番地　県営草加遊馬団地２―302号
債務者　平　千帆美
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５号
千葉県銚子市外川町１丁目10693番地の１
債務者　山﨑　真弓（旧姓草薙）
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１９０２号
札幌市豊平区福住１条７丁目11番11号　山崎好文方、住民票上の住所札幌市南区石山616番地16
債務者　佐藤　澄江（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９１２号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目16番８号
債務者　恩本　敏史
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０３１号
札幌市南区簾舞３条１丁目７番16号
債務者　大平麻由美
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１８９号
札幌市豊平区中の島２条３丁目５番21号　キューブ中の島２―３―208号
債務者　前田　　彩
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２５１号
札幌市中央区南９条西13丁目２番26号　ＡＭＳ913―105号
債務者　柏崎　美樹（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２５５号
札幌市北区あいの里２条１丁目11番32号
債務者　森岡　千草
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２６６号
札幌市北区篠路４条５丁目９番２号　坂井ハウス３号、申立時の住所札幌市北区篠路７条５丁目１番24号
債務者　高橋　正樹
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４号
群馬県高崎市箕郷町上芝37番地３
債務者　關口　　巌
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第３９６号
静岡県裾野市公文名47番地の６
債務者　白木　　透
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１６６８号
愛知県海部郡蟹江町本町11丁目13番地　櫻井コーポ101号
債務者　川島　光崇
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部